

商品類型 No.155 「複写機、プリンタなどの画像機器 Version1.0」 (認定基準公表案)への意見と回答

No.	意見箇所	意見内容	対応(案)
1	4-1-1(4)	<p>【意見】 25g を超える再生プラスチック部品においては総プラスチック重量に対して、再生プラスチックを少なくとも 10 重量%含むこと。また、「再生プラスチック部品」は認定項目から削除し、各製造業者の設計目標にすることとする。</p> <p>【理由】 「再生プラスチック部品」を使用することは、製品安全を考慮したプラスチック製造業者などサプライチェーン関係者との製品開発努力が必須である。「再生プラスチック部品」を使用することも重要であり、製造業者が市場から使用後の製品を回収し、再利用することは、廃棄物量を減らす 1 つの手法である。しかし、常に製品として使用できる部品を回収することは困難な場合がある。したがって、「再生プラスチック」を使用した「再生プラスチック部品」を使用する場合、一定量の最低使用率を明確にすることで廃棄物量を減少させ、再生資源の活用を促進すると考える。</p>	<p>複写機等は、資源有効利用促進法に基づき、回収された複写機等からプラスチック部品を取り出し、品質面を確保したうえで、再生プラスチック部品として使用する取り組みが進められているため、「再生プラスチック部品」は削除しないこととします。また、再生プラスチックの使用割合について、基準値を設定することには意義がありますが、スキャナ等の機器については、これから取り組みが始められる過渡期にあるため、原案通りとします。</p> <p>次回見直し時には、社会状況を鑑みて基準値の設定可否について再度検討します。</p>
2	4-1-3.(16)	<p>【意見】 a の例示を削除し、a を以下の通り置き換える a.含有量が 0.5 重量%を超えない有機フッ素系化合物。</p> <p>【理由】 有機ハロゲン難燃剤（特に臭素系及び塩素系難燃剤）を使用した難燃化プラスチック材料を使用しないことは、グローバルのエコラベルの要求として必須項目となっている。これに対し、0.5 重量%未満の有機フッ素系添加剤については有機ハロゲン添加剤の要求項目から除外項目となっている規格が上記である。しかし、有機フッ素系添加剤の用途としてアンチドリッピング剤のみを例示しているため、有機フッ素系添加剤を難燃化剤として使用された化合物がこの例外項目に該当するかどうか本文章では不明確である。</p>	<p>a.については、理解しやすさに配慮して「アンチドリッピング剤」を例示したものであり、適用除外の対象をアンチドリッピング剤のみに限定することを意図したものではありません。ご指摘のように、有機フッ素系添加剤を難燃化剤として使用した場合も、0.5 重量%未満であれば認めることとしています。</p> <p>ご意見を参考に、「例えば、アンチドリッピング剤など」と修正します。</p>
3	4-1-3.(16)	<p>【意見】 「d. 加熱および定着ユニットに隣接して組み込まれるプラスチック製部品」を削除する。以下除外項目項番 「e.」を「d.」に変更する。</p> <p>【理由】 以前は加熱及び定着ユニットに使用するために要求特性を全て</p>	<p>d.については、ブルーエンジェルや他の環境ラベル基準でも同様の扱いとなっており、各国の環境ラベルとの相互認証を推進する観点から原案通りとします。ただし、今後データを蓄積し、次回見直し時には再度検討します。</p>

No.	意見箇所	意見内容	対応(案)
		<p>バランスよく、使用できる樹脂の選択が難しく、特に当該部品に対して安全を考慮すると加熱部品に接触しているため、そのプラスチック樹脂の難燃化が必須要求項目であった。当時、プラスチック樹脂の難燃化には有機ハロゲン系難燃剤を添加するしか方法がなく、当該除外項目になっていたと推察する。しかし、昨今の製品設計開発及び樹脂開発の両面からの技術の発展により、現在では有機ハロゲン系難燃剤を使用することなく製品の安全性を保持した製品設計が可能である。本請求項目では製品の安全性及び性能を満足することができる製品に対して環境を配慮した製品の認証ラベルを提供する基準である。したがって、現在の技術に見合った製品に対して認証ラベルを提供することが望ましいと考える。</p>	
4	4-1-3.(21)	<p>『大判機または高速機(86ipm以上の機器)のモノクロ待機時・動作時の基準値は、カラー待機時・動作時の基準値を満たすことでも可とする。』との文言の後ろに『高性能IJおよびその複合機(86ipm以上の機器)についてはTVOCの放散に関する基準は適用しない。』とする文言を追加することを要望する。</p> <p>【理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ エコマーク認定の商品ブランド数が非常に少ない高性能IJについて、一般のインクジェットプリンタと同一基準で適合可否の判断を行うことは相応しくない。 ・ ブルーエンジェル「RAL-UZ171」では新技術である「高性能IJ」を定義していないことから、要望案を採択しても相互認証には問題が生じないと推測する。 ・ 高速機にブルーエンジェルのTVOC等の放散に関する基準(RAL-UZ171)をそのまま準用する事は科学的根拠に乏しく、基準の妥当性に懸念がある。(労働日あたりの利用率、印刷速度) ・ 高性能IJは、ENERGY STARのVersion1.1で初めて採用された新しい技術である。 ・ 「一技術」、「一企業」を排除するような結果を招くことを懸念する。 ・ 高性能IJの機能を必要とする顧客に不利益を与える恐れがある。 	<p>ブルーエンジェルでは、TVOCの放散に関する基準値の設定にあたり、印刷速度とTVOCの関係についても検討がなされ、双方は比例関係にないと結論づけられています。そのため、印刷速度による基準値の区分は設けられていません。また、ブルーエンジェルでは高性能IJについても対象外とされていません。印刷速度やマーキング技術によらず、TVOC等の基準値を設けることは、適正な室内環境の維持に意義があると考えます。</p> <p>大判機や高速機における基準値と試験方法に関しては、Version2の有効期限(2017年4月30日)までに、リスク評価の概念、および使用実績等の統計データ、ブルーエンジェル基準との相関等が考慮された妥当な提案があった場合には、基準を部分的に改定することも含め再度検討します。また今後、ブルーエンジェルとの相互認証の協議を進める中で、試験方法や基準値の設定に関して意見交換を行い、相互理解を深めるとともに、大判機や高速機の取扱いについても情報収集に努めます。</p> <p>従って、原案通りとします。</p>
5	4-1-3.(21)	<p>以下の理由により認定基準案の(21)に高性能IJに配慮した文章を追加し、それに相応する「解説」17頁1～7行目に記載され</p>	同上

No.	意見箇所	意見内容	対応(案)
		<p>ている緩和処置を削除する。</p> <p>「電子写真方式以外の機器（スキャナを除く）のうち、高性能IJについては、ブルーエンジェルの測定方法に代替して行った試験結果とともに、測定条件を記載した資料を提出することとする。ただし、本項について、ブルーエンジェルの測定方法が改定された場合にはエコマークでも部分的な改定を検討することとする。」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「解説」に記載されている基準緩和に関する事項を削除する。 <p>【理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ RAL-UZ171 Appendix S-M（以下、BAM S-M と記載）では測定時間の短縮は許容されていない ・ 基準の緩和処置を「解説」に記載するのは不適切 ・ 仕事量に対する VOC 放出量を組み込んだ基準設立までは猶予が必要 	
6	4-1-3.(19)、(21)	<p>(19)、(21)項の中に緩和措置として『大判機または高速機(86ipm以上の機器)のモノクロ待機時・動作時の基準値は、カラー待機時・動作時の基準値を満たすことでも可とする。』という記載があるが、カラー待機時、動作時にも何らかの緩和措置が必要である。</p> <p>【修正案】</p> <p>「大判機または高速機(86ipm 以上の機器)のモノクロ待機時・動作時の基準値は、カラー待機時・動作時の基準値を満たすことでも可とする。」→「大判機または高速機（86ipm 以上の機器）については TVOC の放散に関する基準については適用除外とする。」</p> <p>【理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 大判機または高速機のモノクロ待機時・動作時の緩和条件をエコマーク独自で設定しているが、モノクロ、カラーの放散基準値、印字率、利用率から考えると、モノクロ時はカラー時に比べて低く設定されてはいない。 ・ 155V1 解説（案）16 頁 18 行目に「カラー時よりも低く設定されているモノクロ時の基準値の緩和措置として」という記述がある。モノクロ時に緩和措置を与えるのであれば、カラー時にもなんらかの緩和措置が必要である。 ・ 155V1 解説（案）の 16 頁 14 行目にあるようにエコマーク独自に科学的根拠のある数値を設定することは困難であり、 	<p>意見 No.4 への回答のとおり、ブルーエンジェル基準の TVOC の放散に関する基準値は印刷速度に応じて設定されていません。また、大判機はブルーエンジェルでは対象となっていません。再度検討した結果、ご指摘の(19)、(21)項の緩和措置『大判機または高速機(86ipm 以上の機器)のモノクロ待機時・動作時の基準値は、カラー待機時・動作時の基準値を満たすことでも可とする。』の箇所については、上記の原則に従い、現段階では削除することとします。Version2 の有効期限(2017 年 4 月 30 日)までに、リスク評価の概念、および使用実績等の統計データ、ブルーエンジェル基準との相関等が考慮された妥当な提案があった場合には、基準を部分的に改定することも含め再度検討します。また今後、ブルーエンジェルとの相互認証の協議を進める中で、試験方法や基準値の設定に関して意見交換を行い、相互理解を深めるとともに、大判機や高速機の取扱いについても情報収集に努めます。</p>

No.	意見箇所	意見内容	対応(案)
		設定できない事から認定基準(19)項および(21)項の各6行目を変更する事を提案する。	
7	4-1-3.(29)	電池製造者が適合証明書を定められた時間内(期間内)に出せない場合が多々発生する。それに対応するため、また、運営をスムーズにするためにも、電池の適合証明書をエコマーク事務局で所有して頂くことを要求する(申請者はそれを転記し対応する)。	機器に使用される電池は、特殊なケースを除き、種類が非常に限定されているものと想定され、また、申請者は本項目の適合を確認するために、電池供給事業者からの何らかのエビデンスを求めていると考えられます。なお、電池供給事業者からの証明書は証明内容に変更がなければ、一度取得した証明書の写しを申請書類とともに添付していただくことでも可能です。 従って、原案通りとします。
8	4-1-3.(30)	光源の定義を明確にしてほしい。	ご意見の通り、定義を明確化し基準書に記載します。 「製品に使用される光源(原稿読み取り用光源やコントロールパネルのバックライト)には、水銀およびその化合物を処方構成成分として添加していないこと。」
9	4-1-4(32)	4) A. a.換気の悪い部屋での長時間の使用回避、または大量複写/印刷時の適切な換気を励行するための情報 以下のようにブルーエンジェル RAL-UZ171 基準、現エコマーク No.122B 基準を考慮し、以下のように要求基準の文言変更を希望する。 a.機器使用時の換気に関する情報(例えば、機器の初期導入時、換気の悪い部屋での長時間の使用回避、または大量複写/印刷時の適切な換気を励行する等)	ご意見の通り修正します。
10	4-1-4(32)	4) A. c. オゾンまたは粉塵フィルターの交換に関する情報 電子写真方式の機器であっても、オゾンフィルターや粉塵フィルターが存在しない機器があるため、対象機器を明確にしてほしい。 (対象を電子写真方式で、フィルター装備した機器に限定する)	ご意見の通り修正します。 「c.電子写真方式に限り対象」→「c.オゾンまたは粉塵フィルターを有する機器」
11	スキャナ	インプリンタ(ナンバリング)機能が標準搭載されているスキャナは、複合機扱いとなるのかを明確にしてほしい。 また、インプリンタを搭載したスキャナを「複合機」と解釈することは実態に合わない判断する。認定基準書 3.用語の定義 スキャナの項に「インプリンタ機能を搭載した製品も含まれる」等の記載を追加してほしい。	ナンバリング機能は、本商品類型で取り扱うプリンタの機能とは本質的に異なるため、ナンバリング機能を有するスキャナ(別途、プリント機能が無いもの)は、標準装備/オプション装備に関わらず、国際エネルギースタープログラムの定義に従い、スキャナとして本商品類型の対象とします。 従って、ナンバリング機能に使用されるカートリッジ等については、色材カートリッジまたは色材容器の基準項目は適用されません。 ご意見を参考に解説書 A-1 に上記の趣旨を追記しました。
12	全般	最近、タイ、中国、ベトナム、インド、メキシコ等の国々では個別に省エネ基準の策定、規制の動きが見られる。	エコマークでは、今後も海外環境ラベルとの相互認証を積極的に展開していく予定です。また、関連する省エネ基準等についても、可能な

No.	意見箇所	意見内容	対応(案)
		エコマークが海外タイプ I 環境ラベル機関との相互認証を積極的に進めていることは承知しているが、上記のように環境ラベルのレベルまでには至っていない省エネのみの規制に対してもエコマークを取得すれば相互認証戴けるように、エコマークの省エネ基準部分をハーモナイズして戴き、相互認証の適用に向けた協議や働きかけを行って戴ければ、企業活動の上で非常に効率的であると考えます。	限り各国との情報交換を進め、共通化が図れるよう働きかけていきます。
13	全般	ファクシミリ、スキャナについては、今回初めてエコマークの認定対象に加わるため、導入時期を少し遅らせてほしい。(例えば、半年から1年程度) 【理由】 ・事業者で対応する時間を設けるため ・基準の騒音等の適格性を検証するため	ご意見の通り、ファクシミリおよびスキャナについては、申込受付時期を延期します。 申込受付開始日：2014年11月1日

意見者 10 名